

## ◎議 事 日 程 (第 1号)

平成17年 4月 6日 (水曜日) 午後 1時30分 開議

- 日程第 1 仮議席の指定について  
日程第 2 招集あいさつ  
日程第 3 選挙第 1号 愛西市議会議長の選挙  
日程第 4 選挙第 2号 愛西市議会副議長の選挙  
日程第 5 議席の指定について  
日程第 6 会議録署名議員の指名について  
日程第 7 発議第 1号 愛西市議会会議規則の制定について  
発議第 2号 愛西市議会事務局設置条例の制定について  
発議第 3号 愛西市議会委員会条例の制定について  
日程第 8 愛西市議会常任委員会委員の選任について  
日程第 9 愛西市議会議会運営委員会委員の選任について  
日程第10 会期の決定について  
日程第11 選挙第 3号 海部南部水道企業団議会議員選挙について  
選挙第 4号 海部津島水防事務組合議会議員選挙について  
選挙第 5号 海部地区休日診療所組合議会議員選挙について  
日程第12 推薦第 1号 愛西市農業委員会委員の推薦について  
日程第13 議会広報特別委員会の設置について  
日程第14 承認第 1号 専決処分事項の報告について (「愛西市役所の位置を定める条例」  
ほか 146件の条例)  
承認第 2号 専決処分事項の報告について (「平成17年度愛西市一般会計暫定予  
算」ほか 7件の暫定予算)  
承認第 3号 専決処分事項の報告について (愛西市公金取扱指定金融機関の指定  
について)  
承認第 4号 専決処分事項の報告について (字の名称の変更について)  
承認第 5号 専決処分事項の報告について (「愛知県市町村職員退職手当組合へ  
の加入について」ほか 2件の一部事務組合等への加入について)  
日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

---

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## ◎出 席 議 員 (58名)

1番	日 永 貴 章 君	2番	築 地 一 貴 君
3番	吉 川 三津子 君	4番	榎 本 雅 夫 君

5番	岩間泰彦君	6番	田中秀彦君
7番	村上守国君	8番	岡本敏秋君
9番	岩田豊君	10番	後藤嘉親君
11番	田島長生君	12番	青山治重君
13番	真野和久君	14番	鬼頭勝治君
15番	杉野正彦君	16番	浜本七重君
17番	平野博吉君	18番	八木一君
19番	近藤健一君	20番	小沢照子君
21番	井桁憲雄君	22番	後藤和巳君
23番	吉川靖雄君	24番	堀田清君
25番	中島義雄君	26番	桜井敏彦君
27番	佐藤克典君	28番	佐藤肇君
29番	加藤和之君	30番	黒田勝一君
31番	大河内通彦君	32番	古江寛昭君
33番	祖父江靖君	34番	飯田正之君
35番	後藤芳徳君	36番	大島功君
37番	大宮吉満君	38番	永井千年君
39番	黒田国昭君	40番	大鹿一夫君
41番	中村文子君	42番	伊藤典之君
43番	大河内克見君	44番	加藤敏彦君
45番	加賀博君	46番	宮本和子君
47番	林輝光君	48番	横井滋一君
49番	石崎たか子君	50番	伊藤米郁君
51番	堀田幸比古君	52番	渡辺治雄君
53番	佐藤勇君	54番	太田芳郎君
55番	加藤正利君	56番	永井初子君
57番	金森懿市君	58番	柴田義継君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長					
職務執行者	井桁諭君	教育長	青木萬生君		
秘書室長	水谷正君	総務部長	杉山政男君		
企画部長	石原光君	教育部長	八木富夫君		
経済建設部長	篠田義房君	上下水道部長	若山富士夫君		

市民生活部長	藤 松 岳 文 君	福 祉 部 長	山 田 信 行 君
保 健 部 長	中 野 正 三 君	消 防 長	古 川 一 己 君
佐 屋		立 田	
総 合 支 所 長	加 賀 和 彦 君	総 合 支 所 長	伊 藤 忠 俊 君
八 開		佐 織	
総 合 支 所 長	飯 田 十 志 博 君	総 合 支 所 長	山 崎 敏 次 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊 藤 辰 雄	議 事 課 長	服 部 秀 三
書 記	田 尾 武 広		

---

**○議会事務局長（伊藤辰雄君）**

本日は、愛西市が発足して最初の議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107条の規定により、最年長議員が臨時議長の職を務めることになっております。

出席議員中、後藤芳徳議員が最年長の議員でございますので、御紹介を申し上げます。

後藤芳徳議員さんは議長席の方をお願いを申し上げます。

〔後藤芳徳議員 議長席に着席〕

**○臨時議長（後藤芳徳君）**

ただいま御紹介されました後藤芳徳でございます。

地方自治法第 107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、当局側の自己紹介をお願いいたします。

市長職務執行者から順次よろしくお願い致します。

**○市長職務執行者（井桁 諭君）**

皆さん方、こんにちは。

私、旧 2 町 2 村の首長互選で、自治法の規定によりまして新しい市長さんがお決まりになられるまで、職務執行者を仰せつかりました元立田村長の井桁でございます。40日ほどございますが、議員の先生方には格別の御指導をよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○教育長（青木萬生君）**

去る 4 月 1 日に教育委員に選任いただき、その後、互選で教育長を拝命しました青木萬生と申します。格別先生方にはお世話になりますが、よろしくお願いをしたいと思います。なお、3 月 31 日までは佐織町の教育長を拝命しておりました。よろしくお願い致します。

**○秘書室長（水谷 正君）**

私、4 月 1 日に秘書室長という辞令をいただきました水谷正と申します。これからいろいろとお世話になります。お願いいたします。

**○総務部長（杉山政男君）**

総務部長を拝命いたしました杉山と申します。よろしくお願いいたします。

**○企画部長（石原 光君）**

企画部長を拝命いたしました石原光と申します。何かとお世話になります。よろしくお願いいたします。

**○教育部長（八木富夫君）**

教育部長を仰せつかりました八木富夫と申します。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

経済建設部長を拝命しました篠田義房と申します。よろしくお願いいたします。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

上下水道部長を拝命いたしました若山富士夫でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○市民生活部長（藤松岳文君）

市民生活部長を拝命いたしました藤松岳文でございます。何とぞよろしくお願ひいたします。

○福祉部長（山田信行君）

福祉部長を拝命いたしました山田信行でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○保健部長（中野正三君）

保健部長を仰せつかっております中野正三でございます。よろしくお願ひいたします。

○消防長（古川一己君）

消防長を拝命いたしました古川と申します。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○議会事務局長（伊藤辰雄君）

伊藤です。よろしくお願ひいたします。

○佐屋総合支所長（加賀和彦君）

佐屋の総合支所長を仰せつかりました加賀和彦と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○立田総合支所長（伊藤忠俊君）

立田の総合支所長を拝命いたしました伊藤忠俊と申します。よろしくお願ひいたします。

○八開総合支所長（飯田十志博君）

八開総合支所長の飯田でございます。よろしくお願ひいたします。

○佐織総合支所長（山崎敏次君）

佐織総合支所長を拝命いたしました山崎敏次と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

午後 1 時 00 分 開会

○臨時議長（後藤芳徳君）

それでは、自己紹介も終わりましたので、本日をもって招集の平成17年第1回愛西市議会臨時会は定足数に達していますので、これより開会いたします。

なお、議事の進行については、愛西市議会会議規則が制定されていませんが、今議会に発議第1号で提案される愛西市議会会議規則案に準じて進行したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めまして、議事の進行については、愛西市議会会議規則案により進めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・仮議席の指定について

○臨時議長（後藤芳徳君）

日程第1・仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・招集あいさつ

○臨時議長（後藤芳徳君）

日程第2・市長職務執行者招集あいさつを許可いたします。

○市長職務執行者（井桁 諭君）

改めまして、こんにちは。

本日は、愛西市として初の臨時議会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、極めて御多忙の中にもかかわりませず、まげて御出席をいただきましてまことにありがとうございました。

御案内のとおり、愛西市は去る4月1日に旧2町2村が合併いたしまして誕生したところでございますが、このことにつきましては、ここにお見えの議員の皆さん方の御尽力、そしてまた市民各位の御理解と御協力のたまものと、今では非常に心から感謝をいたしているところでございます。

さて、本日の臨時議会には、4月1日以降、議会役員人事など空白となっておりまして、素早く構成をお願いしたいという事柄と、それから市民サービスというものは一日たりとも空白は許されません。やむなく地方自治法の定めるところによりまして、4月1日に専決処分をさせていただきますました条例147件、そして一般会計を初めといたします暫定予算8件、そのほか指定金融機関の指定、字の名称変更、あるいは職員の退職手当組合への加入、それから海部地区広域行政圏への加入、海部地方教育事務協議会への加入など、専決をさせていただきますました事項を御報告申し上げ、御承認をぜひともお願いいたしたく、本日の臨時議会をお願いした次第でございます。どうぞ審議の上、何とぞ御承認をいただきますように心からお願い申し上げます。開会に当たってのあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（後藤芳徳君）

ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・選挙第1号

○臨時議長（後藤芳徳君）

日程第3・選挙第1号：愛西市議会議長の選挙を行います。

選挙は投票により行いたいですが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めまして、選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は58名であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定によって、1番・日永貴章議員、2番・築地一貴議員の2名を

開票立会人に指名いたします。

それでは投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。投票は単記無記名でありますので、よろしく願いいたします。  
配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これより投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

なお、愛西市議会公印規程が定められていませんが、投票用紙に議会印が押してあります。  
これは投票用紙の正確を期すためのものですので、御承知願います。

それでは、ただいまから投票を行います。職員の点呼により、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ投票は終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行いますので、先ほど立会人をお願いしました2名の方は開票席へお集まり願います。

〔開票〕

それでは、選挙の結果を発表いたします。

投票総数58票、有効投票58票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、横井滋一議員50票、永井千年議員8票。この選挙の法定得票数は15票であります。よって、横井滋一議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました横井滋一議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

以上をもちまして、私の職務はすべて終了いたしました。皆様方の御協力で議事が円満に進行しましたことに感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

〔臨時議長 新議長と交代〕

○議会事務局長（伊藤辰雄君）

それでは新議長にごあいさつをお願いいたしますので、議長さん、よろしくこちらの方へ着座をお願いいたします。

〔新議長 議長席に着席〕

○新議長（横井滋一君）

一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまの選挙によりまして、私、横井滋一、議長職に当選させていただきまして、まことにありがとうございました。

誕生いたしました愛西市でございますけれども、諸問題が山積しております。私たちは、住みよい新市建設のために議会を挙げて邁進しなければならないと存じております。そうした中の議長でございます。極めて浅学非才な身でございます。皆様方の温かい御指導と御支援をいただきまして、議会運営を進めてまいりたいと存じます。よろしく御協力をお願いいたしまして、極めて簡単でございますけれども、ごあいさつといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第4・選挙第2号

##### ○議長（横井滋一君）

それでは次に、日程第4・選挙第2号：愛西市議会副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、議長選挙と同様に投票により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は58名であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定によって、3番・吉川三津子議員、4番・榎本雅夫議員の2名を開票立会人に指名いたします。

それでは投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これより投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員の点呼により、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行いますので、先ほど立会人としてお願いいたしました2名の方は開票席へお集まりをお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果を発表いたします。

投票総数58票、有効投票56票、白票2票。有効投票のうち、渡辺治雄議員48票、真野和久議員8票。この選挙の法定得票数は14票であります。よって、渡辺治雄議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました渡辺治雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

ここで副議長に当選されました渡辺治雄議員のごあいさつをお願いします。

○新副議長（渡辺治雄君）

ただいまの投票の結果、副議長に御指名をいただきました。横井議長を助けて、力いっぱいこの愛西市のために頑張る覚悟でございますので、何とぞ皆様方の絶大なる御支援を賜りますようお願いを申し上げます、私のお礼のあいさつとします。どうもありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議席の指定について

○議長（横井滋一君）

日程第5・議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいま御着席の議席を指定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・会議録署名議員の指名について

○議長（横井滋一君）

日程第6・会議録署名議員の指名については、会議規則第79条の規定により、1番・日永貴章議員並びに2番・築地一貴議員の両名を指名いたします。

ここで議案精読のため暫時休憩といたします。

午後2時09分 休憩

午後2時34分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

皆様方にお諮りいたします。本日の日程の変更でございます。

日程第7の会期の決定についてを日程第10のところへ下げていただきたく、それで日程第8を日程第7、日程第9を日程第8、日程第10を日程第9といたしまして、最初の日程第7が10に繰り下がるわけでございます。そうした日程の変更をお願いしたいと思いますが、お認めいただけますか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。それでは、そのように取り計らいますので、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・発議第1号から発議第3号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（横井滋一君）

それでは、日程第7・発議第1号：愛西市議会会議規則の制定について、発議第2号：愛西市議会事務局設置条例の制定について、発議第3号：愛西市議会委員会条例の制定についてを一括上程いたします。

提出者の説明を願います。

○53番（佐藤 勇君）

発議第1号：愛西市議会会議規則の制定について。

愛西市議会会議規則を別紙のとおり制定する。平成17年4月6日提出。提出者、愛西市議会議員 佐藤 勇、賛成者、愛西市議会議員 金森懿市、同じく加賀 博、同じく伊藤米郁、同じく小沢照子、同じく伊藤典之、同じく永井千年、同じく林 輝光、同じく鬼頭勝治。

次に、発議第2号：愛西市議会事務局設置条例の制定について。

愛西市議会事務局設置条例を別紙のとおり制定する。平成17年4月6日提出。提出者、愛西市議会議員 佐藤 勇、賛成者、愛西市議会議員 金森懿市、同じく加賀 博、同じく伊藤米郁、同じく小沢照子、同じく伊藤典之、同じく永井千年、同じく林 輝光、同じく鬼頭勝治。

次に、発議第3号：愛西市議会委員会条例の制定について。

愛西市議会委員会条例を別紙のとおり制定する。平成17年4月6日提出。提出者、愛西市議会議員 佐藤 勇、賛成者、愛西市議会議員 金森懿市、同じく加賀 博、同じく伊藤米郁、同じく小沢照子、同じく伊藤典之、同じく永井千年、同じく林 輝光、同じく鬼頭勝治。

ただいま議題といたしました発議第1号から発議第3号について、一括提案理由の説明をいたします。

まず、発議第1号：愛西市議会会議規則の制定について説明をいたします。

本件につきましては、愛西市議会における議会運営の構成と効率性を確保するため、地方自治法第120条の規定に基づき、会議の運営に関する手続及び議会内部の規律等を定めようとするものでございます。

次に、発議第2号：愛西市議会事務局設置条例の制定について申し上げます。

本件につきましては、議会の庶務的事務処理等のため、地方自治法第138条の規定に基づき、議会事務局を設置しようとするものであります。

次に、発議第3号：愛西市議会委員会条例の制定について申し上げます。

本件につきましては、議会審議能率の向上のため、地方自治法第109条及び同法109条の2項に基づき、愛西市における委員会の組織及び運営に関する事項を定めようとするものであります。

議員各位におかれましては、本案の趣旨を御理解いただき、よろしく御賛同のほど賜りますようお願いを申し上げ、議案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横井滋一君）

それでは、発議第1号：愛西市議会会議規則の制定について、質疑がありましたらお受けいたします。

○13番（真野和久君）

それでは、提案者に質問をさせていただきます。2点お願いいたします。

まず第1点目は8ページですが、第50条と第51条についてであります。

第50条では、会議において発言する者は、あらかじめ議長に発言通告をしなければならぬというふうにあります。それから、第51条には「発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない」とありますが、議案について発言通告をしてほしいという話がありましたが、発言通告がない場合でもそれぞれの議案に対してその後で質問をするということで、できるということでしょうか。

それから9ページであります。第55条と第56条についてであります。

第55条では「質疑は、同一議員につき、同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りではない」、それから第56条では「議長が、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる」というふうにあります。私たちは、質問時間について、基本的には制限すべきではないというふうに思いますが、それは運用上どういう形になるのかということ。それから第55条についてですけれども、ここでは「同一議題について2回を超えることができない」とありますが、これまで佐屋町、あるいは佐織町では、一般質問等については時間の中では比較的自由に質疑をすることができましたが、運用上そういうことで解釈してよろしいのかどうかについてお願いいたします。

○53番（佐藤 勇君）

真野議員の質問にお答えさせていただきます。

御案内のように、私ども愛西市の議会は本日が初議会でございます。ここに添付させていただきました会議規則等につきましては、市の標準会議規則にのっとりまして、大まかなたたき台となっておりますが、今後、皆様方とともに愛西市らしい会議規則等に魂を入れていかなければならないと私も思っておりますが、いずれにいたしましても、一つのたたき台であるというふうに御理解賜れば幸いと思っております。以上です。

○議長（横井滋一君）

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、委員会付託は省略いたします。

これより討論に入ります。

○38番（永井千年君）

先ほど質疑がありましたように、議員の発言は最大限保障されて、自由闊達な質疑、討論が本議会においても行わなければならないというふうに考えています。そういう点で、先ほどの質疑の問題については大変重要な問題で、通告制についても、そして回数制限についても、時間制限についても、質疑者が行われたように今後運用されていくように強く希望して、できるだけ制限のない議会を望みたいというふうに考えています。以上の点を希望して、賛成討論いたします。

○議長（横井滋一君）

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、発議第1号についての採決に入ります。

発議第1号：愛西市議会会議規則の制定について、原案を決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

全員賛成であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号：愛西市議会事務局設置条例の制定について、質疑があればお受けいたします。

○56番（永井初子君）

第2条に、職員の設置の関係ですが、「事務局に事務局長、書記、その他の職員を置く」、2のところに「職員の定数は、愛西市職員定数条例の定めるところによる」とありまして、この職員の定数条例を見ますと、この後に出てくるんですが、議会の事務局部局の職員は5人となっております。これは4月6日から施行ということですので、現在4名と聞いておりますが、これはどういうふうになっていくのか、それだけお尋ねをいたします。提案者に聞いております。

○議長（横井滋一君）

暫時休憩をとります。

午後2時47分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

提案者、53番 佐藤議員。

○53番（佐藤 勇君）

ただいまの永井初子議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

上限が5名というふうで解釈していただければ結構かと思えます。以上です。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

なければ、本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、委員会付託は省略いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

発議第2号についての採決に入ります。

発議第2号：愛西市議会事務局設置条例の制定について、原案を決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員賛成であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号：愛西市議会委員会条例の制定について、質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。なければ、本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。委員会付託は省略いたします。

これより討論に入ります。

### ○13番（真野和久君）

それでは、愛西市議会委員会条例の制定についての賛成の討論を行います。

当然先ほどの話にもありましたが、やはり議会、あるいは委員会というものは議員の皆さんが発言を自由に行い、自由に活発な討論をしていくことが重要であります。と同時に、市民の皆さんに広く開かれた議会にしていくということが大切であり、本会議同様、委員会においても、議員だけではなくて、一般の方々の傍聴というものについても、できるだけ自由に認めていくことが必要ではないかというふうに思います。今後、委員会条例等を運用するに当たっては、市民の方々に広く開かれた形での委員会としての運営をされるよう要望いたしまして、賛成をいたします。以上です。

### ○議長（横井滋一君）

それでは討論を終わりまして、発議第3号についての採決に入ります。

発議第3号：愛西市議会委員会条例の制定について、原案を決することに賛成者の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

全員賛成であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ここでただいま可決いたしました議案の告示行為のため、暫時休憩といたします。

午後2時51分 休憩

午後2時58分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・愛西市議会常任委員会委員の選任について

○議長（横井滋一君）

日程第8・常任委員会委員の選任についてを上程いたします。

この件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

議会事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（伊藤辰雄君）

それでは御報告いたします。

初めに、総務委員会委員を申し上げます。

築地一貴議員、岩田 豊議員、田島長生議員、青山治重議員、真野和久議員、鬼頭勝治議員、平野博吉議員、八木 一議員、中島義雄議員、佐藤克典議員、黒田勝一議員、大河内通彦議員、祖父江 靖議員、大島 功議員、大鹿一夫議員、横井滋一議員、石崎たか子議員、伊藤米郁議員、永井初子議員、金森懿市議員、以上20名でございます。

次に、文教福祉委員会委員を申し上げます。

吉川三津子議員、榎本雅夫議員、岩間泰彦議員、岡本敏秋議員、浜本七重議員、井桁憲雄議員、後藤和巳議員、吉川靖雄議員、古江寛昭議員、後藤芳徳議員、大宮吉満議員、永井千年議員、中村文子議員、大河内克見議員、宮本和子議員、林 輝光議員、渡辺治雄議員、佐藤 勇議員、柴田義継議員、以上の19名の方でございます。

次に、経済建設委員会委員を申し上げます。

日永貴章議員、田中秀彦議員、村上守国議員、後藤嘉親議員、杉野正彦議員、近藤健一議員、小沢照子議員、堀田 清議員、桜井敏彦議員、佐藤 肇議員、加藤和之議員、飯田正之議員、黒田国昭議員、伊藤典之議員、加藤敏彦議員、加賀 博議員、堀田幸比古議員、太田芳郎議員、加藤正利議員、以上の19名でございます。

○議長（横井滋一君）

ただいま事務局長が報告したとおり、議長において常任委員会委員に指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、ただいま指名しましたとおり選任することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・愛西市議会議会運営委員会委員の選任について

○議長（横井滋一君）

日程第9・議会運営委員会委員の選任についてを上程いたします。

この件につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

議会事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（伊藤辰雄君）

それでは御報告いたします。

鬼頭勝治議員、小沢照子議員、永井千年議員、伊藤典之議員、加賀博議員、林輝光議員、伊藤米郁議員、佐藤勇議員、金森懿市議員、以上の9名でございます。

○議長（横井滋一君）

ただいま事務局長が報告したとおり、議長において議会運営委員会委員に指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

それでは、ここで各常任委員会及び議会運営委員会を開催し、正・副委員長を互選するため暫時休憩をいたします。

午後3時04分 休憩

午後3時14分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

委員会条例第9条第2項の規定による各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長互選結果を議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（伊藤辰雄君）

御報告いたします。

総務委員会委員長、伊藤米郁議員、副委員長、金森懿市議員。

文教福祉委員会委員長、林輝光議員、副委員長、古江寛昭議員。

経済建設委員会委員長、伊藤典之議員、副委員長、黒田国昭議員。

議会運営委員会委員長、佐藤勇議員、副委員長、小沢照子議員。

○議長（横井滋一君）

以上が、各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長互選結果であります。

ここで暫時休憩をとります。議会運営委員会の方々は別室へお集まり願いたいと思えます。

午後3時16分 休憩

午後3時24分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・会期の決定について

○議長（横井滋一君）

日程第10・会期の決定については、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・選挙第3号から選挙第5号まで

○議長（横井滋一君）

日程第11・選挙第3号：海部南部水道企業団議会議員選挙について、選挙第4号・海部津島水防事務組合議会議員選挙について、選挙第5号・海部地区休日診療所組合議会議員選挙についてを一括議題といたします。

この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長から指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、選挙は指名推選により行い、議長において指名いたします。

議会事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（伊藤辰雄君）

御報告いたします。

初めに、海部南部水道企業団議会議員を申し上げます。

井桁憲雄議員、桜井敏彦議員、大河内通彦議員、大河内克見議員、加藤正利議員、以上の5名の方でございます。

次に、海部津島水防事務組合議会議員を申し上げます。

岡本敏秋議員、近藤健一議員、堀田清議員、大島功議員、以上4名でございます。

次に、海部地区休日診療所組合議会議員を申し上げます。

飯田正之議員、以上1名でございます。

○議長（横井滋一君）

ただいま議会事務局長から報告のとおり、議長においてそれぞれ指名当選とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、選挙第3号、選挙第4号、選挙第5号については、いずれも指名したとおりそれぞれ当選人と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・推薦第1号

○議長（横井滋一君）

日程第12・推薦第1号：愛西市農業委員会委員の推薦についてを上程いたします。

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、議長から指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、農業委員会委員は中島義雄議員、祖父江 靖議員、大鹿一夫議員、伊藤典之議員をそれぞれ推薦いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の方を農業委員会委員として推薦することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、中島義雄議員、祖父江 靖議員、大鹿一夫議員、伊藤典之議員を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議会広報特別委員会の設置について

○議長（横井滋一君）

日程第13・議会広報特別委員会の設置についてを上程いたします。

お諮りいたします。7名で構成する特別委員会を設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、議会広報特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、議長において指名をいたします。

議会事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（伊藤辰雄君）

御報告いたします。

渡辺治雄議員、日永貴章議員、築地一貴議員、田島長生議員、真野和久議員、八木 一議員、中村文子議員、以上の7名でございます。

○議長（横井滋一君）

ただいま議会事務局長から報告したとおり、議長において議会広報特別委員会委員に指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

ここで、議会広報特別委員会を開催し、正・副委員長を互選するため、暫時休憩をいたします。委員の方々は控室の方へお集まりを願います。

午後3時27分 休憩

午後 3 時 33 分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

委員会条例第 9 条第 2 項の規定による議会広報特別委員会の正・副委員長互選結果を議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（伊藤辰雄君）

議会広報特別委員会委員長、中村文子議員、副委員長、真野和久議員、以上です。

○議長（横井滋一君）

以上が、議会広報特別委員会正・副委員長互選結果であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 14・承認第 1 号から承認第 5 号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（横井滋一君）

日程第 14・承認第 1 号：専決処分事項の報告について、承認第 2 号：専決処分事項の報告について、承認第 3 号：専決処分事項の報告について、承認第 4 号：専決処分事項の報告について、承認第 5 号：専決処分事項の報告についてを一括議題といたします。

説明を願います。

○市長職務執行者（井桁 諭君）

それではお願いを申し上げます。

まず承認第 1 号でございますが、専決処分事項の報告について（「愛西市役所の位置を定める条例」ほか 146 件の条例）。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、「愛西市役所の位置を定める条例」ほか 146 件の条例を制定し専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。平成 17 年 4 月 6 日提出、愛西市長職務執行者 井桁 諭。

理由といたしましては、愛西市発足に伴い、円滑な行政運営を進めるために必要となります 147 件の条例の制定について、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分させていただきました。報告し、御承認をお願いする次第でございます。

続きまして承認第 2 号でございますが、専決処分事項の報告について（「平成 17 年度愛西市一般会計暫定予算」ほか 7 件の暫定予算）。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 2 条の規定により、「平成 17 年度愛西市一般会計暫定予算」ほか 7 件の暫定予算を調整し、同法第 179 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同条第 3 項の規定によって報告し、承認をお願いする次第でございます。平成 17 年 4 月 6 日提出、愛西市長職務執行者。

理由といたしましては、愛西市が設置されましたことに伴いまして、本予算が議会の議決を経て成立するまでの間の必要な経費について暫定予算を調製し、これを執行するに当たって、議会を招集するいとまがないと認めまして、専決処分させていただきました。報告し、御承認をお願いする次第でございます。

それから承認第3号でございます。専決処分事項の報告について（「愛西市公金取扱指定金融機関の指定について」）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定により、愛西市公金取扱指定金融機関を次のように指定し同法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告をし、御承認をお願いする次第でございます。平成17年4月6日提出、愛西市市長職務執行者。

理由といたしましては、愛西市の公金収納及び支払い事務取り扱いのため、公金取扱指定金融機関を指定するに当たって、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分させていただきましたので、報告を申し上げ、御承認をぜひともお願い申し上げます。

続きまして承認第4号でございますが、専決処分事項の報告について（「字の名称の変更について」）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき平成17年4月1日から、本市の字の名称を変更するに当たり、同法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いする次第でございます。平成17年4月6日提出、愛西市市長職務執行者。

理由としましては、愛西市発足に伴う字の名称の変更について、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分させていただきましたので報告し、御承認をぜひともお願い申し上げます。

最後に承認第5号でございますが、専決処分事項の報告について（「愛知県市町村職員退職手当組合への加入について」ほか2件の一部事務組合等への加入について）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき愛知県市町村職員退職手当組合に、また同法第252条の6の規定に基づき海部地区広域行政圏協議会及び海部地方教育事務協議会に平成17年4月1日から加入することについて、同法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によって報告を申し上げ、御承認をぜひともお願い申し上げます。平成17年4月6日提出、愛西市市長職務執行者。

理由としましては、愛西市発足に伴いまして、愛知県市町村職員退職手当組合、海部地区広域行政圏協議会及び海部地方教育事務協議会に平成17年4月1日から加入するに当たりまして、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分させていただきましたので、御報告申し上げ、ぜひとも御承認をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○議長（横井滋一君）

それでは、承認第1号：専決処分事項の報告について（「愛西市役所の位置を定める条例」ほか146件の条例）について、質疑に入ります。

#### ○38番（永井千年君）

それでは、何点か質問いたしたいと思います。

まず最初に愛西市部設置条例、例規集で言いますと7ページ、8ページですが、この8ページの7の上下水道部の下に「ア．下水道に関する事」という表現になっておりますけれど

も、これは上水道が入っておりませんが、なぜ上水道が入っていないのか、御説明いただきたいというふうに思います。

それから条例ナンバー27の愛西市職員定数条例についてですが、現在 593名に対して 624名のはずですけど、説明書には 621名というふうに書いてありますけど、これは間違いなんですか。624名のうち兼職が10人ですから 614名ということになりますが、現在の職員よりもプラス21ふえることになりますが、新市建設計画の財政計画によれば、毎年10人入って15人やめる。差し引き5人ずつ減っていくと。これを10年間続けるという財政計画になっておりますけれども、こうした新市計画との整合性はどのように考えたらいいか。この定数条例の人数の基本的な考え方を御説明いただきたいというふうに思います。

それからこの説明のところに「水道事業事務部局21名」というふうになっておりますが、これは逆に先ほどとは違って、上下水道部21名というのは、職員配置から言うと上下水道部のはずですが、水道事業に21人ということで、この場合は下水が抜けているのではないかとこのように思いますが、なぜこういう記載になっているのか、教えていただきたいというふうに思います。

それから職員の給与の問題、条例ナンバー47に消防職員に対する特殊勤務手当が出されております。これは他の事務組合あたりにも特殊勤務手当というものがあつた組合もありますけれども、愛西市におきましては、特殊勤務手当というものを消防職員だけに限って、今後こうした特殊勤務手当を制定するという事はないのかどうか、御説明いただきたいというふうに思います。

それから条例ナンバー55の愛西市の税条例についてですが、こうした税条例は新しく愛西市として定められた条例なのですが、ここの中にいわゆる条文削除、削除、削除という条項が大変たくさんあるんですけども、これは新しい税条例の制定にもかかわらず、条文の中に削除ということで飛んでいる理由というのはどのように理解したらいいのか、教えていただきたいというふうに思います。

それから条例58の愛西市手数料条例ですが、この手数料条例、344ページなんですけど、この第1条で手数料の減額と免除についての規定がありますが、免除については、どういう事例かというのは第2条で定めてありますが、第1条手数料の減額というのは、ここにはどういう減額をするのか、2分の1なのか3分の1なのか、そういう事柄については出ておりませんが、これは規則で定めるといふことなのではないでしょうか。

それから、次の345ページの愛西市税外収入に係る延滞金に関する条例についてですが、第2条で税額に年14.6%と。ただし、1ヵ月を経過するまでは年7.3%というふうなパーセントが書いてありますが、今、所得税や住民税については、特に2ヵ月以内については公定歩合に連動するんですけども、4.1%というふうになっていると思います。なぜそのように、この税外収入に係る条例についても4.1%というふうで連動をしないのか。この条例だけ7.3%というふうになる理由を御説明いただきたいというふうに思います。

それから産業経済の条例ナンバー124の愛西市農業集落排水事業等分担金に関する条例です

が、これは例規集の 543ページにあります、この 543ページを見ていただきますとわかりますが、合併前の立田村地区は15万円プラス、実際に本管工事にかかった費用が加算されますので、大変大きな数字になりますが、八開村地区については30万円と。幾らかかっても30万円という形の制定になっております。この条例と、それから次の 544ページの農業集落排水事業分担金に関する条例では、546ページを見ていただきますと、八開村地区については3%ということになっておりますが、この3%の数字が30万を上回る地区があるというふうに聞いております。例えば3%も40万であれば、事業開始前に加入された方については40万なり払って、その後、加入する方については30万で済むという逆転現象がありますし、前の条例の立田村地区との関係は非常に大きな差ができるというふうに思いますが、このあたりはどういう議論になったのか、もう一度説明をいただきたいというふうに思います。

それから条例 131の愛西市道路占用料条例ですが、今度新しく立田村、八開村地区について占用料が徴収されることとなりますけれども、この占用料の積算はどういうふうになっているのか、年間見込みは幾らになっているのか、御説明をいただきたいというふうに思います。

以上、簡潔な答弁、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

**○議長（横井滋一君）**

理事者側は座席で答弁をお願いします。

**○総務部長（杉山政男君）**

部設置条例、まず上下水道部のところの下水道に関するところと上水道に関するところがないんじゃないかということだと思いますけれども、603ページに組織がございます。その3条の2項に権限に属する事務を処理させるため上下水道部を置くということで書いてございまして、これはあくまでも公営企業法の適用を受けるということで、こちらに記載させていただいたということでございます。

93ページでございますけれども、第2条のところ、これを読んでいただきますと、選挙管理委員会とか農業委員会は市長部局に兼ねるということで、公平委員会事務局の職員は監査委員の事務局職員が兼ねるということで、先ほど申されたとおりでございます、全人数は614名となるわけでございます。そして、この資料でお渡しさせていただいております621人につきましては、これは申しわけございませんけれども、訂正をひとつよろしくお願いいたします。それから、あくまでも足しますと614名となるわけでございます。

それから5人ずつが財政計画では減っていくということでございますけれども、現在、上限を設けた数字でございまして、あくまでも今現在は537人の職員がおるわけでございます。

それから財政計画で5名ずつ減っていく新市計画との整合性はということでございますけれども、これにつきましては、あくまでも財政計画を立てたものでございまして、今度総合計画の実施計画の中でうたわれていくということ御理解願いたいと思います。

182ページ、特殊勤務手当の関係でございますけれども、これは今現在の消防署との関係と、それから医師の手当が明記されておりますけれども、今後どうなるかという御質問だったと思いますけれども、これにつきましては、現時点ではこれで考えていきたいということご

ざいまして、今のところどうこう、これで変えていくというような考えはございません。

**○市長職務執行者（井桁 諭君）**

今の税条例、新設の市での新条例でありながら削除条例がたくさんあるがどうということだということでありましょうけれども、この税条例、これまでの各町村の条例と同じで、準則で整備をしております。御承知だと思いますが、条例ばかりじゃなくて附則の中、あるいは規則の中で本条例第何条何項の規定によりという決め方を標準的に定めてありますので、我が市だけのべつ幕なしに決めますと、規則から附則から全部変えなきゃならんということで、準則どおり運営をさせていただいて、削除項目が入っておりますので、よろしく願いいたします。

**○総務部長（杉山政男君）**

344ページ、いわゆる手数料の減免ということでございますけれども、申しわけございませんけれども、これは規則の方でうたわれておるといふふうに解釈してございます。

延滞金のパーセントのことにつきましては、ちょっと後で休憩をとらせていただきまして答えさせていただきたいと思います。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

それでは、農業集落排水事業の分担金条例の旧立田地区、旧八開地区の違いでございますが、これは上下水道分科会という分科会の方で、当分の間、相当差があるが、旧の適用を使うと、こんなように確認されておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

私の方は、道路占用料の関係がどのぐらいの見込みかということでございますが、金額にしまして 2,361万 8,000円を予定いたしております。よろしく願いいたします。

**○38番（永井千年君）**

職員定数条例の中で水道事業部局が21人というふうになってはいますが、これはなぜ水道事業部だけになっているのか。ちょっと回答がありませんでしたので、回答してください。

それから集落排水事業については、特に八開地区について、完成してからの分担金と完成する前の分担金で逆転現象というようなことがあると聞いているけれども、実態はどうなんですかということをお聞いておって、それについて、分科会の段階での調整で特に問題はなかったのかどうか、説明いただきたいというふうに思います。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

今の集落排水の方の関係でございますが、分科会の詳細なところは今現在承知していませんので、休憩中に一度調べまして、また後ほど返答させていただきます。よろしく願いします。

**○市長職務執行者（井桁 諭君）**

職員定数条例の関係であります。水道事業事務部局の職員が21名となっております。これはいわゆる定数配分の関係で、この水道事業というのは、上下水道を含めてという表現で水道事業というあらわし方をしておりますので、よろしく願いします。

○3番（吉川三津子君）

1点だけお伺いしたいと思います。

議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、特別職の給与、旅費に関する条例、職員等の旅費に関する条例の宿泊料についてですが、稲沢市、日進市では市長、議員が1万5,000円、職員が1万3,000円、津島市では市長と議長が1万6,000円で、その他の議員が1万5,000円、そして職員が1万3,000円となっておりまして、愛西市におきましては市長、議員が1万6,500円、職員が1万5,000円ということで、名古屋市よりも高い金額に設定されております。これら費用弁償の算定の根拠についてお伺いしたいと思います。

○16番（浜本七重君）

私も1点だけお願いいたします。

条例第134号の愛西市水路等安全施設設置条例でありますけれども、この第3条で安全施設の事業費の4分の1相当額以内においてとありますけれども、これは上限があるのか。そして、3条の2の市が安全施設を行う場合は、水路設置者、水路管理者及び地元代表者となっておりますけれども、これはどういう人を指すのか。そして、3条の2でもう一つ、特別事情のある場合は、これはたしか佐屋が行っておると思うんですが、この特別事情、佐屋ではどういうものがあつたのか、お聞かせください。

○議長（横井滋一君）

暫時休憩といたします。

午後4時05分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

答弁を願います。

○上下水道部長（若山富士夫君）

先ほどの八開地区の農業集落排水事業の分担金の逆転現象についてのお答えでございます。現実には、八開地区はほぼ事業的には終了の時期を迎えておりまして、逆転現象は起きないと。ちなみに申しますと、一番最後の南部地区というところにつきましても、あくまで予定でございますが、おおむね事業費等も予測できるということで、これが24万円ほどになるというような予定で、30万はオーバーしないということで御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○38番（永井千年君）

加入分担金の話ですけれども、今、八開村についても、立田村は15万円プラス中途加入工事費用を合算した額で、八開村だけ30万というふうはこの条例ではなっておるけれども、実際は工事費も負担しているという話を今ちょっと他の議員からお聞きしたんですが、実際はどうなんでしょうか。

○上下水道部長（若山富士夫君）

わかりました。要は追加的に新規に入られる方で、30万はあくまで加入金で、改めて工事費は別途だよという確認という意味でございますね、八開地区について。

### ○38番（永井千年君）

もし立田村と変わらないということであれば、これは同じ内容にしてもらわないと、これでは立田村だけ中途加入工事費がかかるけれども、八開村はかからないというふうに理解されるようになってしまうんじゃないかということを知っているんです。

### ○上下水道部長（若山富士夫君）

再度その点につきましては再確認させていただきますので、しばらく時間をいただきたいと思えます。

### ○総務部長（杉山政男君）

それではまず141ページの市の議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の1万6,500円の宿泊料の件でございますけれども、これは4町村の例をもとにしまして、と申しますのは八開がこういう形になっておりまして、それで他町村と調整して定めたものではございません。ただ、これにつきましては、実費がかかった分を支払うということでございますので、その分1万6,500円以下の場合にはかかった分。ただ、最近上がってきましたので、1万6,500円を設定させていただいたということでございます。

それからもう一つ、税外収入に係る延滞金に関する条例の件でございますけれども、14.6%が7.3%、税の方では4.1%だけどうなっておるんだということでございますね。この件につきましては、税の方は特別地方税法の適用を受けますので4%と。プラスアルファ公定歩合の0.1だということございまして、それ以外については基本の14.6%と7.3%ということでございます。以上でございます。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

私の方からは、先ほど言いかけましたが、条例番号134、愛西市水路等安全施設の条例の関係で3点お聞きになったかと思うんですが、まず上限はという御質問でございましたが、これにつきましては事業費の4分の1が上限でございます。

それからどういう人を指すのかという第3条の明記の中での御質問でございましたが、これについては日光西の土地改良区等でございます。

それから特別事情で減免、免除というような話を聞いたがということございまして、補助事業の関係で施行をいたしまして免除という取り扱いをしております。よろしくお願いたします。

### ○総務部長（杉山政男君）

先ほど申しました特別職の関係でございますけれども、先ほど「八開」と申し上げましたんですけれども、間違いでございます、「立田村と佐織町」でございます。以上でございます。

### ○上下水道部長（若山富士夫君）

先ほどの集落排水の八開地区の加入分担金の適用でございます。やはり議員御指摘のとおり

でございまして、立田村地区と同様の扱いということで、30万円プラス工事实費ということになりますので、申しわけございません、訂正させていただきます。

**○市長職務執行者（井桁 諭君）**

今、上下水道部長がおわび申し上げたところでございますが、訂正をさせていただきますという発言をしてしまいました。この件については、きちっと一部改正の手続を今後とらせていただきたいと思っておりますので、お許しをいただきたいと思っております。ただ、適用月日を4月1日にさせていただいて、八開分の修正を次の議会でお願ひさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**○56番（永井初子君）**

愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例で113ページ、休暇の種類というところがありますが、今度この4月から育児介護休業法が改正をされまして、子供の看護の休暇の創設がされたわけでありまして。これを見ますと、看護の休暇が入っておりません。これは努力義務ということで入っていないのか、これからまた検討されて入れていかれるのか。これは子供が急に熱を出したときでも休めるようにということで、子育て支援の関係で非常に重要だと思うんですね。小学校就学前の子供を養育する労働者が1年に5日間とれるということでありまして、ぜひ私はこういう休暇は積極的に、愛西市が新しくスタートするわけですから、取り入れていくべきだと思います。その点についてお考えをお聞かせください。

それからもう1点、法の改正に伴って、育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大がされました。これは一定の範囲の期間雇用者が育児休業、介護休業をとるようにできるということで、非常勤の職員が対象になってくるのではないかと私は思っておりますが、この点についても積極的に取り入れていくべきだと思っております。せっかく国がこうして体制をつくってきているわけですから、どのような考えでおられるのか、2点お尋ねいたします。

**○総務部長（杉山政男君）**

今のお答えをさせていただきます。

先ほど申されました件でございますけれども、3月23日付で、非常勤職員の勤務時間及び休暇の一部改正ということで国の方から文書が参っております。ただ、これにつきましては、あくまでも法令に基づいて改正しなさいというものじゃなくて、地方公共団体にお知らせするというものでございまして、これについても順次考慮させていただきたいと思っております。

[発言する者あり]

これにつきましても、今後、今の条例を専決処分させていただいた後で十分検討させていただきまして考えたいというふうに思います。

**○56番（永井初子君）**

今の2点については、ぜひとも積極的に条例改正をしていただきまして、取り入れてくださいますようお願いいたします。以上です。

**○44番（加藤敏彦君）**

2点ほどお尋ねいたしますが、例規集の547ページに愛西市農村環境改善センターの条例が

ありますが、ここでは利用対象者というのが明確にうたわれておりませんが、どういうふうに解釈したらいいのか。

それからあわせて、八開村にありました 551ページの愛西市八開農業管理センターの利用ですけれども、ここではコミュニティーセンターが市民全般という形で利用対象者がうたわれておりますが、逆に市外の方は利用できるのかできないのか。この利用についてと、もう1点は587ページですけれども、愛西市ラブホテル建築等規制条例というのがありますが、これまで佐織町ではこういう条例はなかったんですけれども、この規制条例の具体的な対象地域というのがあるのか、全市全般的なものなのか、そういう規制の対象の地域についてお尋ねしたいと思います。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

改善センターの利用者の関係でございますが、利用者の関係につきましては、市民の方はもちろんでございますが、別に市外の方でも料金の関係が違ってくるだけで、利用していただくことは可能でございます。

それからラブホテルの条例の関係について、これは佐屋町さんでありましたものを新市として、その区域内に入りますので、愛西市の条例として定めをさせていただきました。

申しわけございませんが、八開農業管理センターの関係につきましては、少しお時間をいただきたいんです。お許してください。

**○議長（横井滋一君）**

暫時休憩します。

午後4時30分 休憩

午後4時35分 再開

**○議長（横井滋一君）**

それでは、会議を再開いたします。

答弁願います。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

すみません。3点の質問のうち1点だけお答えできませんでした。その1点についてお答えをさせていただきます。

市外の方でも使っていただくことは可能でございます。

**○議長（横井滋一君）**

ほかに。

[発言する者なし]

それでは御質疑がございませんので、なければ本案は委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

### ○38番（永井千年君）

個々の条例について、何点か質疑を行いましたけれども、これは合併調整をそのまま条例化したもので、この中には極めて住民負担やサービスの点で不十分であるというふうを考えるものも何点かございますけれども、今回については、既に4月1日に専決をされているものでありますので、今回の質疑で出された問題を次の議会できちんと対応して、改正の提案をしていただくことを強く要望いたしまして、今回の専決については承認したいと思います。

### ○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

なければ、承認第1号について採決に入ります。

承認第1号について、原案を承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

全員賛成であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第2号：専決処分事項の報告について（「平成17年度愛西市一般会計暫定予算」ほか7件の暫定予算）について、質疑があればお受けいたします。

### ○46番（宮本和子君）

1点についてお聞きしたいと思います。

愛西市になって高齢者タクシーなど、他の町村で行っていた福祉部分の住民サービスが愛西市として拡大することになりましたが、具体的にはどのようなサービスが幾つ拡大されているのですか。また、新たに拡大されたサービスについて、住民にどのような形で周知しておりますか。その点をお伺いいたします。

### ○福祉部長（山田信行君）

最初にお断りさせていただきますが、私も事務内容にまだ不十分な点が相当ございますので、もし答弁に不手際がございましたらひとつお許しをいただきたいと存じます。

それではお尋ねの高齢者福祉の関係で、サービスが上がった点だとか、新たに設けられた制度などについて、重立ったものを四つほど申し上げたいと存じます。

まず一つ、御指摘のありました老人タクシーの補助の関係でございますけれども、この関係は65歳以上のひとり暮らし老人だとか、老人世帯の方々が対象になりまして、料金といたしましては、初乗り料金の610円とお迎え料金の200円が24枚のチケットになっておるものを対象者の方にお配りするようなものでございます。

二つ目には、ヤクルト配付をいたしましてひとり暮らし老人などの安否確認をしていく関係でございますが、この関係もヤクルトを該当者の方、約330人ぐらいを見込んでおりますけれども、こういった方々に進めていきたいと思っております。

三つ目には、敬老金の関係がございます。この関係、80歳から84歳までの方は5,000円、85歳以上の方は1万円ということで、敬老金をお渡ししていきたいと存じます。

もう一つは、マッサージ券の交付も全市に拡大をいたしまして、この関係も年2回交付がで

きるように準備をしております。

なお、こういった関係は既に受け付けが始まっておりますけれども、一方、先般出しましたガイドブックだけでは不十分な点もございますので、新たに広報紙などを利用してPRなどに努めていきたいと、そのように考えております。

**○46番（宮本和子君）**

先日、福祉部の方でお聞きしたときには、まだ3人目の出産祝い金だとか、子供の日の文具を小学校に贈る問題とか、精神障害者の医療費が他の障害者と一緒に医療費を受けることができるとか、本当にたくさんの高福祉を愛西市になってから拡大されたことは、本当に住民にとっても大変喜ばれることだと私は思います。先ほども、新たにきちっとした形でまた皆さんに周知したいというお話もありましたが、高齢者福祉タクシーについてもまだまだ周知徹底されているとは思われません。愛西市の暮らしのガイドブックについては、申請の方法など具体的に記入されているわけではありませんし、もっと該当する方に周知徹底することが必要となっております。また、拡大されたサービスについて、具体的な申請方法を記載して一覧表にして周知するなど、知らなくてサービスを受けることができないことのないように、住民に不公平にならないようにすべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

**○福祉部長（山田信行君）**

こういった福祉の関係、不公平、差別のないように、皆さん方に徹底できる方法を考えていきたいと思っております。

**○46番（宮本和子君）**

愛西市になって住民サービスは高い方に、負担は低い方にと、住民福祉の向上を心がけて愛西市となりました。今、国の方針で三位一体改革などで補助金カットを行い、大変福祉への風当たりが強い中で、これらのサービスを、住民の立場に立って後退させないという強い決意が必要となってきますが、その点の見解をお聞かせください。

**○福祉部長（山田信行君）**

今回の合併の基本的な方針、考え方が、福祉サービスは後退させない、下げないという基本原則にのっとって合併が進められてきておりますので、そういった線で今後も進めていくことになるのではなかろうかと考えております。

**○56番（永井初子君）**

私、この議会前に本庁やら分庁やらをずっと回りましたが、回り切れずに残っていることがあるもんですからお尋ねをいたします。

23ページの諸収入のところですが、雑入の17. その他で1,019万5,000円、この内容はどのようなものか。

それから27ページ、7の賃金、嘱託職員の賃金と臨時職員の賃金がありますが、これのそれぞれの人数ですね。教えてください。

79ページです。今、質疑がされましたヤクルトの配付の関係ですが、これは全員ではないということをお聞きしました。それで、体の弱い人、日常生活が困難な方とかいうことを聞いて

おるんですが、私ども立田村で、元気なんですけど、病院にかかっておられた方が亡くなられたということがあるんですね。たまたま給食を配食しておられた方がそれを発見されたということがあって、元気な方でもそういうことがあるもんですから、私はひとり暮らしの方で希望される方にはそういう体制を整えていくべきではないかと思うんですが、その点についてお尋ねいたします。

95ページです。児童館の関係ですが、ここに職員の給料が7人分ということで組まれておりますが、佐屋や佐織では児童館の職員がおられて、こうした事業が進められておるんですが、立田に子育て支援センターが2ヵ所あります。ここは学童保育と保育園に上がる前の子供たちの子育てを支援する施設であります。そこに職員がいないもんですから、同じような事業をしても立田ではないということで、この職員がこの中にもう組まれてきているのかどうなのか。もし組まれていなければ、今後そうした体制を整えていかれるのかどうなのか、お尋ねをいたします。

103ページです。これでもすごく、一日かけてざっと回ったんですけど、回り切れなかったんです。申しわけないです。生活扶助費の関係で、生活保護世帯が何世帯あるのか、お尋ねします。

109ページです。委託料の関係で妊婦・乳児健康診査委託料、今度この母子保健事業の関係で健診場所が佐屋と佐織の保健センターに統合されてしまったわけではありますが、これでいきますと3ヵ月健診、1歳6ヵ月健診、3歳児健診、2歳児の歯科健診がそれぞれ何名なのか。それから16年度実績では、それぞれの保健センターでやられておりますが、この事業が何名ずつで行われているのか。

151ページです。委託料の関係で耐震補強工事設計監理委託料が組まれておりますが、これはどこの学校の教室をやるのか、その内容を教えてください。

それから同じく157ページの工事請負費の関係で建物耐震補強工事、これの内容です。以上です。

#### ○企画部長（石原 光君）

まず1点目の23ページの雑入のその他の内訳について御質問をいただきましたけれども、大変申しわけございません。この内容について調べますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

#### ○総務部長（杉山政男君）

27ページの賃金でございますけれども、この嘱託職員賃金、これは3名でございます。それから、臨時職員賃金8名でございます。以上です。

#### ○福祉部長（山田信行君）

それでは、79ページのヤクルト配付の関係で元気なお年寄りにも配ってもらえないかという御要望でございますけれども、この関係は既にこういった要綱で進めてきておりますので、今後、民生委員さんなどの御意見も踏まえて、見直すべき点がありましたら見直したいと思っております。

そして95ページの立田さんの子育て支援センターの職員の関係ですが、今回の7人の賃金の中には含まれておりません。現在もシルバー人材センターから派遣をしておっていただきますが、当面はこういったスタイルで進めていきたいと考えております。

その次に103ページの生活保護世帯の世帯数でございますが、114ケース今把握をしております。以上でございます。

#### ○保健部長（中野正三君）

今、永井議員が御質問になりました16年度の実績等におきましては、私まだそこら辺の報告は受けておりませんので、別室におります課長に確認をしましてお答えをさせていただきたいと思っておりますので、御猶予をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

17年度も一部16年度の未払金等が入っておりますので、その点でははっきりしておりませんので、いましばらく御猶予をいただきたいと思っております。

#### ○市長職務執行者（井桁 諭君）

少し口幅ったい言い方になるのかもしれませんが、お許しをまずいただきたいと思っておりますが、先ほど来、御質問を承ってずっと聞いておりまして、先ほど山田福祉部長の方にも質問がございましたが、将来どうするかというようなことで承っておりますと、いわゆる暫定予算の性質を既定の予算のように思っておみえではないかなと思っております。そういった御質問等については、基礎的な数字、その他もう一度この数字を含めて、新しい市長さんがお決まりになりますと再提案といえますか、ここの数字も含めて改めて提案いたします。そのときに、新しい市長さんのお考えで将来はこうするとかしないとかという論議が出てくるかと思っておりますが、先ほど山田部長がちょっと先走ったようなことを言いましたが、やはり市長さんの御方針をいただかないと、的確なお答えはできないというのがこの暫定予算でございますので、よろしく願いいたします。

#### ○議長（横井滋一君）

それでは、ここで皆さんにお諮りいたします。会議規則第8条では、会議時間が午後5時までと定められておりますが、5時を過ぎてもそのまま時間延長したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、会議時間を延長いたします。

#### ○教育部長（八木富夫君）

耐震補強工事の設計監理委託料、小学校、中学校についての御質問かと思っておりますが、この計画につきましては、旧佐屋町の永和中学校、そして旧立田村の南部小学校並びに北部小学校、旧八開村につきましては八開中、旧佐織町につきましては佐織中学校のそれぞれの計画を、年次計画をもって考えておりますので、そのようにひとつ御理解をいただきたいと思っております。

#### ○企画部長（石原 光君）

先ほどの1点目の雑入のその他の内訳の関係でございますけれども、主なものという形で御理解をいただきたいと思っております。この1,019万5,000円の中で一番大きな額を占めますのは、消

防学校の方へ職員を派遣しております。その関係に係る派遣費ということで560万円、これが一番大きな額になります。それ以外のものにつきましては、いろいろコピー代とか、そういったもろもろといたしますか、細かい部分のトータル的なものがその残りの差ということで一応御理解いただきたいと思います。

○議長（横井滋一君）

暫時休憩といたします。

午後4時55分 休憩

午後5時05分 再開

○議長（横井滋一君）

それでは、会議を再開いたします。

答弁、保健部長。

○保健部長（中野正三君）

先ほどの永井議員の一般会計予算書109ページの委託料の上段でございます。妊婦・乳児健康診査委託料につきましては、母子手帳交付時に妊婦のときの健診の2枚と、それから出産後のお子さんの健診の2枚、4枚を交付して、その委託を県の医師会と愛知県知事の取りまとめによって行っておりますので、その委託料ということでございます。

そしてお子様方の1年半とかの健診のことでございますが、立田地区、それから八開地区の者におきましては、佐屋地区、佐織地区ということでそれぞれ毎月1回ずつ、合計24回のことでございますが、それにおきましては25人から30人の受診者、出生時が違いますので、そのような予定をしております。そして、その中には、スタッフとして小児科医から保育士等も含まれておりますが、お医者さん等の費用につきましては報償費で組ませていただいております。以上でございます。

○56番（永井初子君）

今の関係なんですが、25人から30人というのは1会場ですか、すべてで、両方、佐屋と佐織で25から30人ということでしょうか。ちょっとそこだけ確認させてください。

それから153ページで1点抜けておりましたのでお尋ねしますが、愛知万博の社会見学事業費であります。これは519万5,000円となっておりますが、小・中学校合わせてお聞きしますが、これは人数的には何人で、父母負担はどのようなになったのか。その点だけ、以上お尋ねします。

○保健部長（中野正三君）

今の答えで説明が悪くて申しわけございません。1会場25人から30人、ですから1ヵ月両方合わせて50人程度を予定しているということでございます。

○教育部長（八木富夫君）

先に、大変申しわけございません、前段で御質問がありました耐震の関係で、旧の佐織町の小学校の分を落としておりましたので、旧佐織町の小学校で北河田小学校と勝幡小学校を計画いたしておりますので、お願いをいたします。

愛知万博の児童・生徒の参加人数ということでございますが、小学校につきましては 4,329人、中学校につきましては 1,952人というふうに把握をしております。

それとこちらに関係をいたします補助金でございますが、補助金は児童・生徒1人当たり1,200円の補助とさせていただきたいと考えております。

**○56番（永井初子君）**

補助が1,200円で、そうしますと父母負担は幾らというふうになりますでしょうか。交通費だけだと思うんですが。

**○教育部長（八木富夫君）**

今回の児童・生徒1人当たりの1,200円の補助の基本と考えましたのは、交通費でバス代と、それに係ります一部高速代、そしてバスの駐車料金等、これを合わせまして約10万700円ほどかかるという見込みで算出をさせていただきました。それで、先ほど申し上げました、それぞれの小学校、中学校の人数とは一部、二、三人違うかもわかりませんが、その時点で私どもが保護者負担というふうに積算をいたしました金額について、合計トータルでございますが、753万8,000円ほどが保護者負担となるのではないかとというふうに思っております。

**○56番（永井初子君）**

この保護者負担は統一されているのでしょうか。今の説明でいきますと、交通費を含めて10万ちょっとということで補助を組んできたということですが、旧の立田のときに論議になりまして、交通費の2分の1という補助がされたものですから、そうすると学年によってばらばらになってしまう。クラスによってばらばらになってしまうんじゃないかということをお心配したものですから、同じ場所へ行くのに父母負担がまちまちではおかしいんじゃないかなと思うものですから、補助をこれだけして父母負担を統一するという形にと話し合いがされたのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいんですが。

**○教育部長（八木富夫君）**

先ども申し上げましたように、今回私どもが1,200円の補助を決めたのは、児童・生徒1人当たりについての1,200円という決め方をさせていただいて、今、御質問がありますように、保護者負担をじゃあ幾らにするのかというのは、当然、学校、学校でバスの台数につきましては、それぞれの学校で1クラス1クラス、学年で人数が違うのと一緒で、バスにどのような形で乗っていかれるのかというのは、学校の中でバスの台数を決めていただきました関係で、おっしゃるように保護者負担を統一するのか、1人当たりの補助金を統一するのか、どちらかだというふうに思いますが、私どもとしましては、児童・生徒1人当たり大体2,400円何がしかかる分の2分の1の半額の1,200円を決めさせていただきました。

**○56番（永井初子君）**

そうしますと、今の話ですと個々に父母負担が違うということになると思うんですね、学校によって違って来るわけですから。そうしますと、同じ兄弟がいて、学年によって違ったら、同じ万博会場へ行くのに父母負担は違うということになると思うんです。私は、それはまずいんじゃないかと思うんですよ。統一して、あとを補助するという形に、父母負担は統一した方

がいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

**○教育部長（八木富夫君）**

先ほど申しあげましたように、私どもとしましては、そうした保護者負担を統一するのか、児童1人当たり、生徒1人当たりを、一定の金額にして補助をするのかというのは内部で打ち合わせをされたようでございますが、学校関係の御意見もお聞きいたしまして、児童・生徒1人当たり1,200円という形をお願いをしたいというふうに考えて上げさせていただいておるのが現実でございます。

**○議長（横井滋一君）**

ほかによろしいですか。

[発言する者なし]

なければ、本案は委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論があれば御発言願います。

**○13番（真野和久君）**

それでは、専決処分第2号についての賛成討論を行いたいと思います。

今回の専決の暫定予算案についてであります。これまでの質問のとおり、住民サービスにおいて前進した部分もありますし、またさまざまな点では不十分、あるいは問題な点もあると思います。また、特に下水道の問題については、現在この愛西市は公共下水道は流域下水道を推進しておりますが、やはりその整備の進捗状況や、あるいは負担の問題から言うと、こうした点についてはやはり見直すべきだというふうに共産党議員団としては考えております。そういった点ではありますが、ただ今回は3ヵ月の暫定予算の承認ということですので、承認については賛成をしたいというふうに思います。以上です。

**○議長（横井滋一君）**

それでは、承認第2号について採決に入ります。

承認第2号について、原案を承認することに賛成者の方は起立願います。

[賛成者起立]

全員賛成であります。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第3号：専決処分事項の報告について（愛西市公金取扱指定金融機関の指定について）、質疑があれば発言を願います。

[発言する者なし]

なければ、本案は委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

[発言する者なし]

討論がなければ、承認第3号について採決に入ります。

承認第3号について、原案を承認することに賛成者の方は起立を願います。

[賛成者起立]

全員賛成であります。よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第4号：専決処分事項の報告について（字の名称の変更について）、質疑があれば承ります。

[発言する者なし]

質疑がなければ、本案は委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

なければ、承認第4号について採決に入ります。

承認第4号について、原案を承認することに賛成者の起立を求めます。

[賛成者起立]

全員賛成であります。よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第5号：専決処分事項の報告について（「愛知県市町村職員退職手当組合への加入について」ほか2件の一部事務組合等への加入について）、質疑があればお受けいたします。

[発言する者なし]

なければ、本案は委員会付託を省略したいと思えますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認め、委員会付託は省略いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」の声あり]

討論がなければ、承認第5号についての採決に入ります。

承認第5号について、原案を承認することに賛成者の起立を求めます。

[賛成者起立]

全員賛成であります。よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（横井滋一君）

日程第15・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第102条の規定により、閉会中の継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、議会運営委員長から申し出のあったとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井滋一君）

以上で、本会議に付議されました案件はすべて議了いたしました。

ここで職務執行者から閉会のごあいさつをいただきます。

○市長職務執行者（井桁 諭君）

愛西市第1回の臨時議会を閉会されるに当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

ここにお見えの議会議員の皆さん方の御理解、御尽力のおかげで愛西市がこの4月1日に発足いたしました。きょう実は6日目を迎えたわけでございますが、合併時の留守を預かります私が4月1日に専決処分をさせていただきました事項について、すべてお認めをいただきまして心から御礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、職員の方も平常住民サービスを一生懸命する一方で、これまで必死になっていろんな調整を行ってまいりましたが、きょう御指摘がございましたように、一部誤りもございました。この点については深く深くおわびを申し上げます。次期議会におきましては、この御指摘を受けました一部改正案を新市長さんに提案していただくよう必ずお伝えし、お約束を申し上げますので、きょうのところはお許しをいただきたいと存じます。

きょうお認めをいただきまして、これからこの条例等に基づきまして行政事務を進めていくことに相なります。各議員の皆さん方におかれましては、これまでと同様に、新市愛西市発展のために御尽力をちょうだいいたしたいと存じます。よろしく願いを申し上げます。

さて、私もこうして議会議員の皆さん方とお顔を合わせるのはきょうが最初であり、多分最後であろうと思いますが、大変お世話になりまして、きょうの大役を終えることができまして、心安堵しておるわけでございます。御承知のとおり、4月1日の選挙管理委員会におきまして、愛西市長選挙の日程も御決定をいただきまして、5月15日日曜日の選挙実施ということで、告示は1週間前になりましたが、新しい市長さん御誕生、就任されるまでの間、浅学非才な私ではございますが、最善を尽くして与えられた職責を全うしていきたいと存じます。しばらくの間でございますが、格別の叱咤激励、御助言をいただきますようお願い申し上げます。

最後に改めまして、今後、皆さん方の御活躍、御健勝、そしてこの新愛西市がますます発展いたしますように御祈念申し上げまして、きょうの臨時会の皆さん方の御協力にお礼を申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横井滋一君）

それでは、以上をもちまして平成17年第1回愛西市議会臨時会を閉会といたします。大変御苦勞さまでございました。

午後5時24分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

愛西市議会  
臨時議長

後藤 芳徳

愛西市議会  
議長

横井 滋一

会議録署名議員  
第1番議員

日永 貴章

会議録署名議員  
第2番議員

築地 一貴